号外第七十八号

平成二十七年 (水曜日)

告 目 示 次

右 急傾斜地崩壊危険区域の指定.... 同 (河川砂防課) ...

同

示

青森県告示第六百五十四号

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、 その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び三八地域県民局地域整備

平成二十七年九月九日

青森県知事 Ξ 村 申

吾

## 鬢田急傾斜地崩壊危険区域

号を結んだ線は町道鬢田梅内線官民地境界線とし、標柱三号と標柱四号を結んだ線は ぶ線は直線とする。 町道雷平遙迎寺長根線及び町道下目時一号線官民地境界線とし、その他の各標柱を結 柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱五 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標

(

標柱を設置した土地の表示

五	四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	"	三戸郡三戸町	市町村名
"	"	"	"	梅内	大字
				名	
"	鬢田	"	遙迎寺長根	<b>雪</b> 田	字
					名
五の四	- 六 の -	<u>≡</u>	四 の 二	一七六	地
					番

青森県告示第六百五十五号

三項の規定により公示する。 三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同条第 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律 (昭和四十四年法律第五十七号) 第

部に備え置いて縦覧に供する。 なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び上北地域県民局地域整備

平成二十七年九月九日

青森県知事

 $\equiv$ 

村

申

吾

塔ノ沢山3号急傾斜地崩壊危険区域

直線とする。 柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は 次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標

標柱を設置した土地の表示

四	Ξ	=	_	標柱番号
"	"	"	上北郡東北町	市町村名
				大
				字
				名
"	"	"	内蛯沢道	字
			デ 上	名
三の四		二三の三四	_ 三 の 八	地
				番

*"* 

青森市長島一丁目一番一号 (発行所・発行人)

東 奥 印 刷 株 式 会 社青森市第二問屋町三丁目一番七七号(印刷所・販売人)

在 定価小口一枚二付十五円四十四銭号 毎週月・水・金曜日発行